

平成30年度 第9回板倉区地域協議会 次第

日 時：平成31年3月25日(月)

午後6時から

場 所：板倉コミュニティプラザ

3階 市民活動室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 所長あいさつ

4 報 告

- ・第6次行政改革推進計画及び事務事業評価の結果について(資料1-1、1-2、1-3)

5 協 議

(1) 自主的審議事項について

(2) その他

6 そ の 他

7 閉 会

- ・次回 4月 日 () 午後6時～ 第1回板倉区地域協議会
板倉コミュニティプラザ 201、202会議室

第6次上越市行政改革の概要

平成31年度
2019年度



平成34年度
2022年度

行政改革とは、市民の皆さんが安心して暮らしていけるように、将来にわたって魅力あるまちづくりを行うため、市の仕事やその方法などを見直し、必要に応じて変えていく取組です。

人口減少や少子高齢化が進むとともに、財政収支の不均衡が顕在化し、さらに公共施設等の老朽化、子育てや福祉分野の政策推進に伴う事業費の増加など、市政運営を取り巻く環境は、より一層厳しさを増しています。

今後の市政運営においては、歳入規模に見合った歳出構造への転換を図り、持続可能な行財政基盤の確立に目途を付けなくてはなりません。

このため、上越市では平成31年度から平成34年度までの行政改革の方向性を示した「第6次上越市行政改革推進計画」を策定しました。

市民の皆さんと「まちの将来像」を共に考えながら、生活を支える基礎的な行政サービスを提供していくために、行政内部における業務の更なる効率化を図るとともに、必要性や優先度が低く、民間と重複したり、過剰となっている行政サービスを見直す必要があります。

「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」の実現に向け、市政運営と地域を支える取組を進めていきます。

上越市を取り巻く課題

人口減少・少子高齢化の進行

当市の人口は毎年減少が続いており、現在の約20万人が2045年には約14万人まで減少すると推計されています。(図1)

このまま人口減少が進行すると、市政運営や市民生活に大きな影響を及ぼすことも懸念されます。(図2)

このため、行政サービスの選択と集中を図るとともに、長期的な視点でまちの将来像を描き、その実現に向けた取組を進めることが必要です。

歳入・歳出の不均衡

市の財政は、平成28年度以降、毎年度発生する収支不足額を財政調整基金¹⁾からの繰入金で補てんしています。

このままでは、近い将来、この基金が枯渇し、必要な行政サービスを賄えなくなることが想定されます。

このため、歳入を確保しつつ事業の見直し等による歳出削減を行い、持続可能な行財政基盤の確立と限られた経営資源の最適配分のための行政運営手法の見直しが必要です。

施設等の維持管理経費の増大

当市では、類似団体(施行時特例市²⁾)の中で市民一人当たりの延床面積が最も多い³⁾など、人口規模に比べ多数の公共施設を保有しています。機能が重複する施設がいくつも存在する一方で、施設の種別によっては、配置に偏りがあるなど不均衡な状況も認められます。

今後は、人口減少に伴う施設利用者の減少による使用料収入の減少や、施設の老朽化による維持管理経費の増大が懸念されます。また、温浴・宿泊施設等の管理運営を目的に設立した法人など第三セクターにおいては、経営状況が悪化している法人もあり、経営の健全化が必要です。

適正な職員数の確保

これまで、定員の適正化に向けた取組を計画的に進めてきたことにより、正規職員の人数は、市町村合併以降、496人減少し、1,894人(平成30年4月1日現在)となりました。

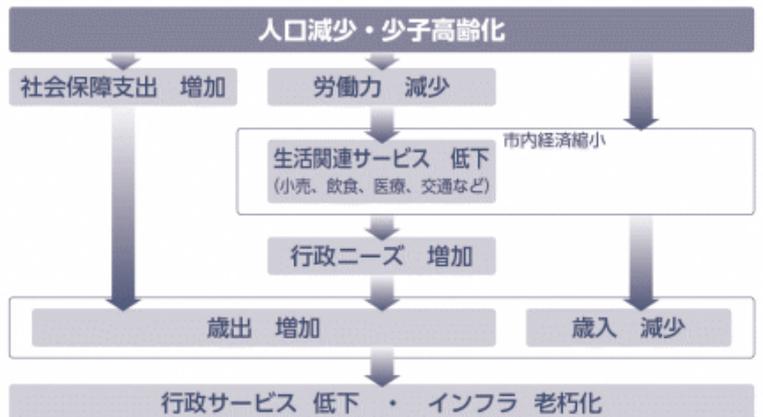
これを類似団体(施行時特例市)と比較すると未だ多い状況にあるものの、地勢や気候、合併による広域化など、当市固有の事情も考慮しながら、適正な職員数とする必要があります。

図1 当市の人口の推移



出所) 国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』により作成
※ 実績値における年齢区分別数には年齢不詳を按分した値を加えた

図2 人口減少等が市政運営や市民生活に与える経済的影響イメージ



1) 財政調整基金とは、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられている基金

2) 特例市とは、人口20万人以上の市に都道府県の権限の一部を移譲するための制度。平成27年4月1日から、特例市制度は廃止され、中核市制度に統合された。この時点までに特例市に指定されていた市が「施行時特例市」となったもの。施行時特例市は平成27年4月1日時点で39市、平成30年4月1日時点で31市

3) 出所) 公共施設状況調査(平成29年3月31日現在)

第6次行政改革の取組

「すこやかなまち」づくりを着実に進めていくためには、市政運営や地域を支える行財政基盤が持続可能な状態であることが不可欠です。

財政収支の均衡を図りつつ、「すこやかなまち」の土台づくりを確実に進め、計画期間終了後に、次のような状態が確保されていることを目指し、基本方針に掲げる取組を進めていきます。

- ・第6次総合計画に掲げた「すこやかなまち」の実現の土台づくりが図られている状態
- ・平成35年度以降において、財政収支の均衡の目途が付いている状態
- ・「経営資源の最適配分」と「最少の経費で最大の効果をあげる」ための市政運営の仕組みが機能している状態

基本方針1 行政運営手法の見直し

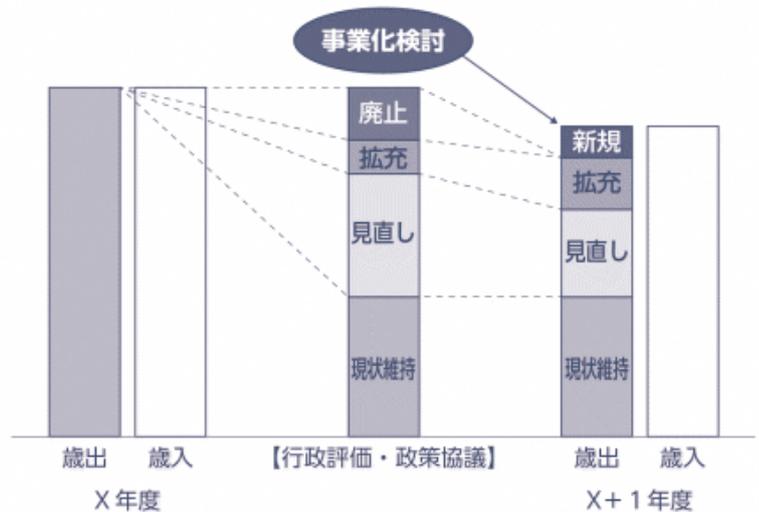
(1) 行政評価の実施

- ・施策の優先度と、事務事業の必要性・有効性・効率性などの視点で評価を行い、見直します。
- ・事務改善等による事務の効率化や経費の節減、民間活力の活用を推進します。

(2) 政策協議の実施

- ・まちづくりの方向性と経営資源を見据え、第6次総合計画の推進に必要な事業を選定し、優先度の高いものから取り組んでいきます。

行政評価、政策協議による経営資源の再配分イメージ



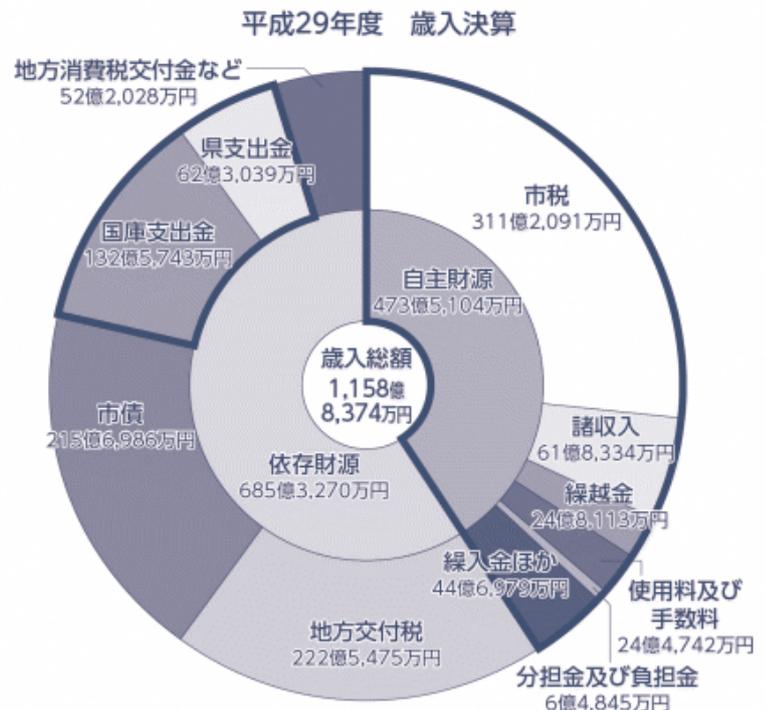
基本方針2 歳入確保の推進

(1) 国県補助金等の確保

- ・情報の収集・共有により、国県等の補助制度や交付金等の有効活用に取り組みます。

(2) 自主財源の確保

- ・未利用財産（土地等）の売却・貸付け、市税等の収納率向上や施設使用料など受益者負担の適正化を推進し、税源涵養の意識を持ちながら自主財源の確保に取り組みます。



※表記単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳が一致しない。

基本方策3 公共施設の適正管理の推進

- ・施設の機能や役割に着目し、将来に向けて真に必要な施設や機能を顕在化させます。
- ・機能が必要な施設でも民間譲渡が可能な施設は、譲渡を推進します。
- ・近いエリアに複数あるスポーツ施設や集会施設などは、施設の受入能力や利用状況等に応じて統廃合します。
- ・将来にわたり存続させる施設は、適正かつ計画的な維持管理方策を具体化し、中長期的な維持管理・更新等の経費の削減を図ります。

主な適正配置対象施設の現状

種別	施設数		年間 公費負担額
		うち 経過年数 30年以上	
日帰り・宿泊温浴施設	16	2	3億2千6百万円
体育館	19	12	1億2千4百万円
貸館・交流施設	18	5	1億1千万円
公民館	49	34	6千8百万円
プール	4	4	3千4百万円
野球場	9	7	3千万円
生涯学習センター	12	9	1千6百万円
集会施設	23	11	1千2百万円

※ 施設数、経過年数は平成30年4月1日現在

※ 公費負担額は、維持管理経費から使用料等の収入を除いた経費で、平成26年度～28年度の3か年平均額
維持管理経費は、委託料、光熱水費、修繕料（大規模修繕経費は含まない）その他の経費

基本方策4 第三セクター等の経営健全化の推進

- ・第三セクター等の存廃を含めて検証する抜本的改革を含む経営健全化に取り組みます。
- ・存続させる第三セクター等の有効活用と健全経営の支援に取り組みます。

当市の出資等の割合が25%以上の第三セクター 平成29年度経営状況

区分	法人数	うち 単年度 赤字	うち 累積 欠損金有	うち 債務超過
会社法法人	8	3	6	1
非営利法人その他 ^{*1}	10	6	-	-
小計	18	9	6	1
JHD ^{*2} の事業会社	7	4	3	1
合計	25	13	9	2

※1 非営利法人その他においては、累積欠損金と債務超過の判断はしていない

※2 当市の第三セクターであった会社法法人7社を統括運営する持株会社のJ-ホールディングス（株）

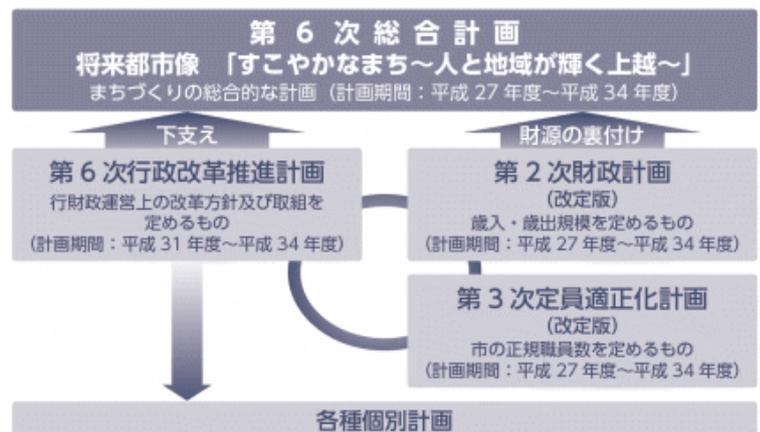
基本方策5 効果的・効率的な組織体制の推進

- ・定員適正化を図り、効果的・効率的な組織体制を構築します。
- ・人材育成方針に基づき、研修や仕事を通じた人材育成を推進します。

計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である第6次総合計画で掲げた将来都市像「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」の実現に向け、その下支えとして策定するものです。

また、「財政計画」及び「定員適正化計画」や各種個別計画とも連携を図り、第6次総合計画を推進します。



◆計画及び今後の進捗状況は、市役所木田庁舎1階や各区総合事務所等の市政情報コーナー及び市ホームページでご覧いただけます。

◆本計画における年の表記は、新元号が未定であるため、改元が予定されている日以降の年についても「平成」としています。

事務事業評価の結果について

1 事務事業評価の実施

(1) 目的

第6次総合計画における施策を評価し、また、施策を実現するための事務事業を評価することにより、限られた経営資源（財源、公共施設等、人材・組織）の範囲で、政策的視点から施策の重点化を明確にするとともに、行政改革の視点から事務事業の必要性・有効性・効率性を検証し、施策の実現に資する重要な事務事業を着実に推進しつつ、事業量と業務量の削減を図るもので、具体的には次の3点を目指します。

- ・ 財政規模の縮小への備え … 歳入に見合った歳出規模と業務量への見直し
- ・ 経営資源の最適配分 … 施策評価に基づく施策・事業の重点化
- ・ 最小経費・最大効果の事業執行 … 目的・目標の再確認及び事業執行の更なる効率化

(2) 対象事業（1,408事業）

- ・ 平成31年度から平成34年度までに実施を予定する一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の事務事業（1,313事業）

ただし、施設の廃止・見直し等については、平成32年度末までに策定する個別施設計画で検討するため、対象外としました。

- ・ 予算は計上されていないが、一定以上の業務量を要する事務事業（95事業）

(3) 評価の手順

ア 施策評価

第6次総合計画前期基本計画に基づく42の基本施策を構成する106の「施策の柱」ごとに、進捗や課題を考察し、今後4年間の取組の方向性を明確化した上で、政策的な事務事業の評価に反映しました。

イ 事務事業評価

評価段階	評価者
一次評価	事業所管課が評価項目（必要性・有効性・効率性）に基づき評価し、事業の方向性を判断
事務局ヒアリング	事務局（行政改革推進課・企画政策課・財政課・人事課）が一次評価に対し事業所管課へヒアリング
二次評価	副市長・教育長・政策監が、一次評価及び事務局ヒアリングによる事業の方向性に対し政策的視点で評価
最終評価	市長が二次評価に対し政策的視点で評価

(4) 一次評価の評価項目

評価項目	評価内容
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民ニーズ（市民の声や要望、対象者数の推移等）を検証 ・ 行政関与の必要性（市が実施すべき事業か、民間や国県による代替が可能か）を検証
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標の達成状況、進捗状況、主な成果（平成27年度～平成29年度）を検証 ・ 政策間の連携による複数分野での相乗効果を検証
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣自治体や類似団体との比較による事業規模・サービス水準を検証 ・ 民間活力等の活用による事業実施の可否など事業の実施方法を検証 ・ 事務の効率化・簡素化（経費削減や事業の整理・統合などの可否）を検証 ・ 適正な受益者負担（事業費やサービス水準とのバランス、自主財源の確保）を検証

(5) 評価結果の区分（事務事業の方向性）

平成 34 年度までの事務事業の方向性について、次の区分により評価を行いました。

次ページ以降の評価結果一覧については、評価結果のうち、「廃止」「一部廃止」「見直し」「拡充」と評価した事務事業を掲載しています。

なお、平成 34 年度までの間には、本資料に掲載されている評価結果だけではなく、平成 35 年度以降の収支均衡を目指し、一層の事務事業の見直しに取り組みます。

評価区分	内容	事業数
廃止	・ 廃止とする事務事業	25
一部廃止	・ 事業規模、対象者等を縮小する事務事業	24
見直し	・ 事業の成果・効果を高めるために内容を見直す事務事業 ・ 事業の実施主体やサービス提供方法、受益者負担を見直す事務事業 ・ 今後の方向性について、制度や計画等を含めて検討する事務事業	179
拡充	・ 事業規模、対象者等を拡充する事務事業	18
完了	・ あらかじめ完了年度が設定されており、今後確実に完了が見込まれる事務事業	154
現状維持	・ 継続して実施する事務事業	1,008
合計		1,408

(6) 評価結果の取扱い

ア 関係者との協議

- ・ 事務事業評価は、財政収支の均衡を目指すための行政の自己評価であり、今後、関係者等への説明や協議を十分に行いながら取組を進めていきます。

イ 評価結果の反映

- ・ 評価結果と連動した「財政計画」及び「定員適正化計画」を策定しました。
- ・ 評価結果に基づく取組を反映した予算編成を実施します。

評価結果一覧【板倉区 関連事業抜粋版】

資料1-3

No.	事業名	事業概要	課等名	評価結果	
				区分	内容
9	剪定枝資源化業務委託	・家庭で剪定した枝木を年2回(春・秋)、会場を設けて収集し、破碎処理を行い木質チップに資源化するほか、サーマルリサイクルに活用する。	生活環境課	廃止	・剪定枝は、町内会集積所やクリーンセンターに排出できることから、特別収集を廃止する。
49	生活排水処理推進員による接続促進(農集排特会)	・接続推進員による戸別訪問で接続の推進を図る。 ・きめ細かな相談・啓発等を行う。	生活排水対策課	一部廃止	・生活排水処理推進員の訪問エリアを見直すこととし、農業集落排水事業特別会計における雇用は費用対効果が認められないことから、廃止する。
92	板倉コミュニティプラザ管理運営費	・上越市コミュニティプラザ条例に基づき、コミュニティプラザの適切な維持管理及び運営を行う。	自治・地域振興課	見直し	・総合事務所では、時間外の戸籍届等の受付件数が少数であり、一律に時間外受付を開設する必要性は低いことから、申請等の受付状況に応じて時間外受付体制を見直す。
95	地域協議会の開催	・諮問事項及び自主的審議事項を審議する会議を開催する。 ・地域協議会の運営状況や市政運営等に係る情報共有を図るため、地域協議会会長会議を開催する。	自治・地域振興課	見直し	・現行の地域自治区制度における課題を整理した上で、高齢化や人口減少など市を取り巻く状況の変化を展望し、地域自治区制度の見直しの検討に着手する。
96	地域協議会委員研修の実施	・地域課題を議論する上で必要性が高いと考えられる市の施策の基礎的な事柄について、委員の共通認識を深めるための研修を実施する。 ・地域づくりの先進地の事例を聞く講演会や視察を行う。	自治・地域振興課		
97	地域協議会だよりの発行	・地域協議会の活動状況について住民に周知するため、地域協議会だよりを各区年4回程度(地域の実情に応じて目標を設定)発行する。	自治・地域振興課		
109	板倉区地域振興事業	・市民活動団体等が実施する事業に対し、補助等により支援を行う。	自治・地域振興課	見直し	・地域振興事業について、補助金に関する基本方針では補助率を原則5割としているが、多くの事業が7割となっていることから、各事業の地域振興への寄与度を勘案し、補助率の見直しを検討する。
114	地域活動支援事業	・地域課題の解決や活力向上を図るため、地域活動資金を28の地域自治区に配分し、地域住民の自発的・主体的な取組を推進する。	自治・地域振興課	見直し	・本制度の地域課題解決への貢献度を検証し、更に制度運用の成果が高まるよう見直す。なお、見直しに当たっては、地域協議会の意見を十分に聞き、見直す。
199	地すべり資料館の管理運営	・土砂災害に対する啓発を目的とする地すべり資料館の管理運営を行う。	河川海岸砂防課	見直し	・地すべり資料館の市所有スペースについて、施設所有者である県へ譲渡の上、管理を県で行うよう協議を行う。
201	農業集落排水事業(繰出金)	・総務省が定める繰出基準に基づき、分流式下水道等に要する経費等について、一般会計からの繰出しを行うほか、歳入不足分について基準外繰出しを行うことにより、農業集落排水事業の経営安定化を図る。	生活排水対策課	見直し	・使用料について、消費税率引上げの際に増税分の改定を行うとともに、下水道事業の経営改善に向け、法適用後の使用料改定についても検討を進める。
202	公共下水道費(繰出金)	・雨水処理に要する経費など公費で負担すべき経費のほか、処理場・管渠などの先行投資による不採算経費等について、総務省が定める繰出基準に基づき、下水道事業特別会計へ繰り出す。	生活排水対策課	見直し	・雨水対策工事の実施計画を見直し、今後の維持管理経費の負担増を見据えるほか、未普及地域における下水道整備の必要性を、浄化槽での対応を含め多角的に検討する。 ・使用料について、消費税率引上げの際に増税分の改定を行うとともに、下水道事業の経営改善に向け、法適用後の使用料改定についても検討を進める。